

60619

01094

## 規則

◆鳥取縣規則第廿四號

昭和二十一年五月三日鳥取縣令第三十五號鳥取縣水產物統制規則の一部を次のように改正する。

昭和二十二年六月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第一條乃至第四條を削除

第六條乃至第十五條中「水產物」を「鮮魚介以外の水產物」に改める。

第十三條第五項中「一日正味鮮魚介壹貫匁」を削除

第十五條中「官吏」を「公吏」に改める。

附則第四項の(イ)及第五項の(イ)「鳥取縣佃煮製造配給統制組合」を「鳥取縣佃煮工業協同組合」に改める。

附則第四項の(ア)「鳥取縣水產物加工製造業統制組合」を「鳥取縣水產物加工工業協同組合」に第五項の(イ)

昭和二十二年六月六日 金曜日  
第千八百十五號

本書ノ大キサハ國定規則△判



「鳥取縣水產物乾物荷受配給統制組合」を「鳥取縣水產物乾物卸賣商業協同組合」に改める。

附則第四項及第五項の「水產物」を「鮮魚介以外の水產物」に改める。

附則第五項の(イ)を削除。

附則

縣令は昭和二十二年五月十六日からこれを施行する。

◆鳥取縣規則第廿五號

昭和二十一年五月鳥取縣令第三十六號鳥取縣水產物販賣業許可規則の一部を次のように改正する。

昭和二十二年六月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第一條及び第二條中「水產物」を「鮮魚介以外の水產物」に改める。

01095

第三條第二項中「商業統制組合」を「商業協同組合」に改める。

第四條削除

第七條中「水產物」を「鮮魚介以外の水產物」に改める。  
様式第一號裏面第二號中「水產物」を「鮮鮮介以外の水產物」に改める。

告示

◆鳥取縣告示第二百三十一號

昭和二十一年八月鳥取縣令第五十六號鳥取縣青果物並びに加工品販賣業許可規則によりこれが業者を次のように許可した。

昭和二十一年六月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

青果物加工並に販賣業者  
番號 氏名 住所 業態  
四六一 豊田 政隆 鳥取市田島四三三 加工、小賣

◆鳥取縣告示第二百三十二號

八頭郡智頭町長に於いて行旅死亡人を次のように取扱つたから心當の向は直接智頭町長あて照會せられたい。

昭和二十一年六月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣知事 西 尾 愛 治  
委員 鳥取縣視學 藤 井 政 雄  
同 地方教官 上 田 剛  
同 曜託 萬 治 隆 子  
中 原 尾 圭 介  
原 久 仁

◆鳥取縣告示第二百三十三號

01096

住所 本籍 氏名 不詳

死体 男 成人 年齢六十五才位

大相

身長五尺五寸位 中肉面長 頭髮薄々前頭部禿上り

死体

鳥取縣八頭郡智頭町大字市瀬字山川一六七一ノ二山林中に縊死、特徵左足首關節に痼疾の傷痕あり。

着衣

摩司（細糸織縫の黒茶地木綿）服附衣（極く古きヨウム

天黒地のもの）シャツ（木綿縫地）ツボン（黒の木綿地）ゴム長靴の足首で切りたる破れ靴

財布（皮製にして破れたるもの）

在中現金壹圓八拾壹錢

掛鞄（黒の帆布地にして縦一尺五寸横一尺二寸位のもの）

一本、眼鏡（老眼用ロイド）二個

一個、辨當箱（アルミニーム製）一個 箱一個

選舉告示

◆選舉管理委員會告示第九十二號

地方自治法第七十四條第四項及びこれを準用する各條並び



01099

四、死亡年月日

推定昭和二十二年三月上旬頃

五、發見の日時場所

昭和二十二年四月四日前七時酒田市酒田港中央突堤より上疏干米位の地點

右昭和二十二年四月四日酒田市營火葬場假埋葬場に假埋葬した。

其の五

取扱者 岩手縣桜貢郡花巻町長

一、本籍、住所、氏名、不詳

十八、九十位の男裸死体一個

二、人相

身長五尺三寸位 色白く面長 頭髮丸刈

三、着衣

木綿地の綿入上衣、國防色シャツ

濃茶色サスボン、メリヤス、ズボン下を着し、俗に言う三尺褲を用い、國防色アンダーワーリングをかむり下駄を穿つ。

8801

昭和二十二年六月六日印刷

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)

行 真 鳥取市東町  
鳥取縣鳥取東町  
印 刷 所 鳥取縣鳥取東町四、携帶品  
一重鞍用鞆一個、アルマイト製辨當一個

右は昭和二十二年五月一日午後八時頃推定、桜貢郡花巻町花巻縣北方東北本線上野起點五〇〇K八六M線路上に於て列車より顛落死したものと認めらる。